## 議案第3号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成21年6月5日提出

市川市長 千 葉 光 行

## 市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例(昭和35年条例第28号)の一部を次のように 改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第12項から第14項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第 13項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12 項とする。

附則第9項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第9項」に改め、同項 を附則第11項とする。

附則第8項を附則第9項とし、同項の次に次の見出し及び1項を加える。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「上場株

式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額 (法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附則第7項中「短期譲渡所得の金額」と」の次に「、「、第35条の2第1項 又は第36条」とあるのは「又は第36条」と」を加え、同項を附則第8項と する。

附則第6項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、 同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

## 附則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第 1項」を加える部分に限る。)及び附則第7項の改正規定(「短期譲渡所得 の金額」と」の次に「、「、第35条の2第1項又は第36条」とあるの は「又は第36条」と」を加える部分に限る。) 平成22年4月1日
- (2) 附則第11項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える

## 理 由

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定における上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。